

健康福祉

フィールド4 健康福祉

フィールド4：健康福祉

～誰もが健康で、生きがいと安心感のある暮らしの実現～

施策

基本計画

4-1.
健康づくりと
医療体制の充
実

生涯を健やかに過ごすことができる体制をつくります

1. 地域と一体となった健康づくり
2. 母子保健対策の推進
3. 生活習慣病の予防と早期発見・早期治療
4. こころの健康づくり
5. 感染症対策の推進
6. 救急体制の維持・強化と地域医療の確保

4-2.
地域福祉の充
実

みんなで共に助けあい、支えあう地域をつくります

1. 地域福祉意識の啓発と推進体制の充実
2. 地域福祉活動の推進
3. 地域福祉担い手の育成・確保

4-3.
児童福祉の充
実

安心して子育てができ、子どもが健やかに育つ社会をつくります

1. 多様な保育ニーズへの対応
2. 子育て支援の充実と連携
3. 子どもと親の交流の場づくり
4. 子どもの居場所づくり
5. 援助を必要とする児童・保護者への支援

4-4.
障がい者福祉
の充実

障がいがあっても自立できる生活を送ることが可能な社会をつくります

1. 障がい者への理解と社会参加の促進
2. 障がい福祉サービスの充実
3. 地域生活の支援体制の充実
4. 施設サービスの充実
5. 障がい者の就労支援

4-5.
高齢者福祉の
充実

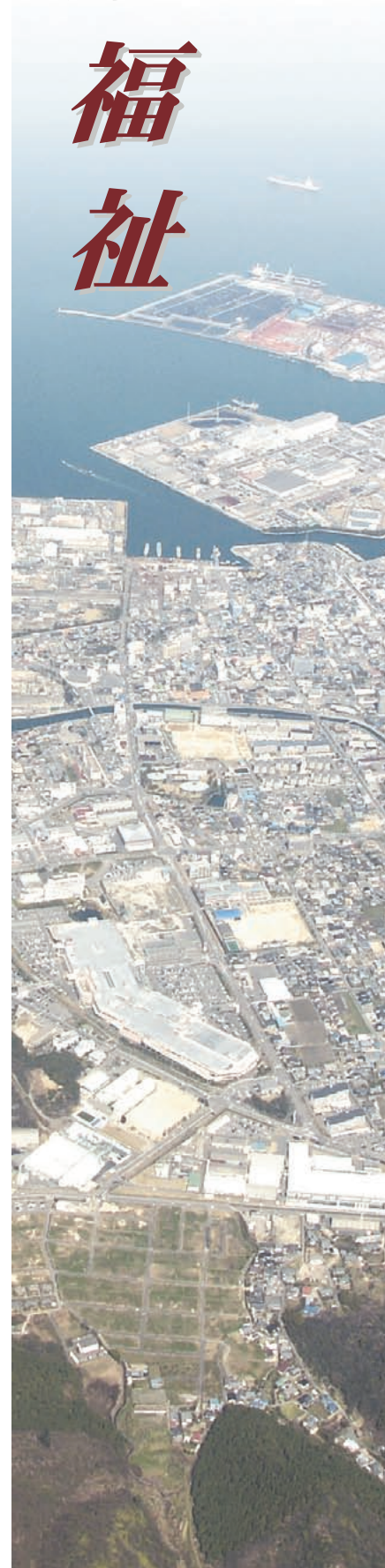
活力を持ち、支えあって暮らす長寿社会をつくります

1. 住み慣れた地域での生活支援
2. 介護予防の充実
3. 適切で効果的な介護サービスの充実
4. 高齢者の尊厳が保持される社会づくり
5. 共に生き支えあう地域ネットワークの充実

4-6.
社会保障の充
実

安心して暮らせる持続可能な仕組みをつくります

1. 生活の安定と自立に向けた支援
2. 介護保険制度の円滑な運営
3. 国民健康保険事業の健全な運営
4. 国民年金制度の周知



【関連施策】

- 3-3 農業の振興
- 3-5 水産業の振興
- 4-3 児童福祉の充実
- 4-4 障がい者福祉の充実
- 4-6 社会保障の充実
- 5-4 学校教育の充実
- 5-5 特別支援教育の充実
- 6-2 消防体制の充実

望ましい姿 生涯を健やかに過ごすことができる体制をつくります

取組方針

- ①健康都市づくり推進員と協力し、食生活の改善や運動不足の解消などの健康づくり活動に取り組むとともに、地区組織や各種団体と協働して食育の推進に努めます。
- ②乳児家庭全戸訪問を推進するとともに、発達に課題のある親子に対して、関係機関と連携して一貫した支援体制づくりを行います。
- ③がん検診の受診率向上と禁煙推進に努めるとともに、健康相談・健康教育を実施し、生活習慣病予防を推進します。
- ④関係機関と連携したところの健康づくりと自殺予防の推進に努めます。
- ⑤予防接種の啓発及び未接種者への接種勧奨をするとともに、感染症に関する情報提供に努めます。
- ⑥救急医療体制の維持・確保を目指し、関係者間の協議を重ねるとともに、市民への啓発活動を積極的に推進します。また、急患センターについては、適切な施設の維持・管理、整備等に努めます。

現況と課題

- ・健康増進計画「元気プラン新居浜21」に基づいた健康づくりを実施する中で、今後はさらに健康都市づくり推進員の活動を地域に広げるとともに、地区組織や団体など市民との協働による健康づくりを展開していく必要があります。
- ・母子保健については、家庭訪問や乳幼児健診・相談事業などで、育児不安や発達に課題のある家庭に支援を行っています。早期発見や支援を充実させるための一貫した支援体制を構築する必要があります。
- ・成人保健については、受動喫煙防止対策を進めるとともに、がんや生活習慣病を原因とする死亡が増加していることから、がん検診受診率の向上を図り、早期発見・治療につなげるとともに、効果的な生活習慣病予防に取り組む必要があります。
- ・精神保健相談件数が増加し、内容も複雑多様化しています。自殺にかかわる精神疾患（うつ）の早期発見等の啓発が必要です。
- ・感染症対策としては、予防接種や新興感染症に関する正しい知識の啓発を行い、感染症の蔓延を防ぐことが必要です。
- ・救急医療体制の維持継続が望まれますが、深刻化している医師不足に対して、市民も含めた関係機関の協力体制をつくっていく必要があります。また、急患センターについては、今後も維持していくことが必要です。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■食育の普及啓発活動回数	128回 (平成 21 年度)	140回
■乳児家庭全戸訪問率	89.4% (平成 21 年度)	90.5%
■感染症予防啓発活動回数	44回 (平成 21 年度)	48回

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■ 食育の普及啓発講座参加者数	5,199 人 （平成 21 年度）	5,500 人
■ 1 歳 6 か月児健康状況等把握率	95.2% （平成 21 年度）	95.6%
■ 満 2 歳児における予防接種率	95.4% （平成 21 年度）	95.7%

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
4-1-1 地域と一体となった健康づくり	○	・健康都市づくりの推進 ・女性の健康づくりの推進
4-1-2 母子保健対策の推進		・乳児家庭全戸訪問の推進 ・1 歳 6 か月児、3 歳児健康診査の実施
4-1-3 生活習慣病の予防と早期発見・早期治療		・がん検診の推進 ・健康教育の実施
4-1-4 こころの健康づくり		・健康相談等による精神保健対策の推進
4-1-5 感染症対策の推進		・予防接種の推進 ・感染症についての啓発
4-1-6 救急体制の維持・強化と地域医療の確保	○	・救急医療体制の確保 ・適正受診の啓発

● 協働のまちづくりのための取組

行政	生涯を健やかに過ごすために、市民が主役の健康づくりを支えます。
市民	市民一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組むとともに、地域社会全体で支援します。
事業者	健康づくりのためのネットワークづくりに積極的に取り組みます。



▲内科・小児科急患センター



▲ウォーキング大会

● 個別計画

- ・健康増進計画「元気プラン新居浜 21」 平成 15 年度策定<平成 19 年度見直し>
- ・新居浜市次世代育成支援行動計画（後期計画） 平成 21 年度策定
- ・新居浜市食育推進計画 平成 23 年度策定予定

【関連施策】

- 1-2 道路の整備
- 1-4 安心な住宅の整備
- 4-5 高齢者福祉の充実
- 5-2 地域づくりの推進
- 6-6 地域コミュニティの充実
- 6-7 多様な主体による協働の推進

望ましい姿 みんなで共に助けあい、支えあう地域をつくります

取組方針

- ① 地域における住民同士の交流が減り、地域への関心が薄れている現状から、地域活動へ住民参加を促すための広報活動や福祉に関するイベントや行事などを充実させます。また、生活道路の整備や住環境整備を促進し、事業者に対してはバリアフリー新法の周知を図るなど、広領域でユニバーサルデザイン[※]への取組を進めていきます。
- ② 福祉分野において地域で活躍している個人や団体が、地域に生じている様々な問題を単体で解決することは難しい状況のため、社会福祉協議会や民生児童委員など地域において福祉活動を行っている多様な主体が、行政も含め協働して問題解決を図っていく体制を強化していきます。
- ③ 地域福祉の推進においてリーダーの育成は重要です。一部の人に負担を強いる結果にならないよう、ボランティア市民活動センターと連携し、リーダーの育成と同時に活動を担う人材の育成を目的とした各種ボランティア講座を開催します。

現況と課題

近年の核家族化に加え、地域における住民相互のつながりが希薄になってきたことにより、地域の各分野での問題解決能力が低くなってきています。特に、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対し行政だけで対応、問題を解決することは困難な状況です。

こうした中、地域の中で活動するボランティア、NPO[※]、関係機関・団体、事業者といった地域福祉の重要な担い手が単独で活動していくのではなく、協働し、それぞれの役割を十分に果たしていくことがますます重要となっています。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■ 地域福祉啓発イベント開催	2回 (平成 21 年度)	4回
■ 民生児童委員参加研修数	33回 (平成 21 年度)	43回
■ ボランティア育成のための各種養成講座開催数	15回 (平成 21 年度)	16回

成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■ 地域福祉啓発イベント参加者数	5,450人 (平成 21 年度)	6,000人
■ 民生児童委員活動件数	51,887件 (平成 21 年度)	55,500件
■ ボランティア団体登録数	132団体 (平成 21 年度)	140団体

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
4-2-1 地域福祉意識の啓発と推進体制の充実		・福祉のまちづくりの推進 ・総合福祉センターの整備
4-2-2 地域福祉活動の推進	○	・社会福祉協議会及び民生児童委員活動の強化
4-2-3 地域福祉担い手の育成・確保		・各種ボランティア養成講座の実施

● 協働のまちづくりのための取組

行政	地域福祉活動団体に対し、運営面や活動の担い手となる人材の育成といった基盤づくりにおいて支援を強化します。
市民	一人ひとりが地域福祉活動の主役であるという認識を高め、積極的に地域活動に参加します。
事業者	社会貢献活動等の実施や地域活動への参加促進に努めます。



▲生き生き幸せフェスティバル



▲社会福祉大会

● 個別計画

- ・新居浜市地域福祉推進計画.....平成 22 年度策定

【関連施策】

- 4-1 健康づくりと医療体制の充実
- 4-4 障がい者福祉の充実
- 5-3 家庭、地域の教育力の向上
- 5-5 特別支援教育の充実

望ましい姿 安心して子育てができ、子どもが健やかに育つ社会をつくります

取組方針

- ①延長保育*の実施箇所の増設や休日保育*の実施等、多様な保育ニーズへ対応します。また、若水乳児園・若宮保育園の改築を行うなど老朽化した児童福祉施設の整備を図ります。
- ②病児や緊急な預かり等に対応するために医療関係機関との連携体制を整備します。子育て支援に関する窓口の一元化を図るとともに、情報提供や相談体制の充実に努めます。
- ③子育ての不安感等を緩和するため、子育て親子の交流の場として子育て支援拠点*の設置を促進し、地域における子育て支援機能の充実に図ります。
- ④放課後児童クラブ*での障がい児受け入れ体制の充実・強化を図っていくとともに、放課後子ども教室*との連携を推進します。また、児童遊園地及び遊具の適正配置と安全管理を徹底します。
- ⑤ひとり親家庭に対する支援と児童虐待対策を充実させるとともに、関係機関と連携して相談・サポート体制の充実と家庭教育の推進を図ります。また、東新学園については、改築を行います。

現況と課題

- ・保育所入所児童数は安定傾向にありますが、保育ニーズが多様化しており、延長保育、休日保育等の多様な保育ニーズへの対応が必要です。また、児童福祉施設については、老朽化が進んでいる施設があります。
- ・ファミリー・サポート・センター*の利用件数は安定傾向にありますが、核家族化などによりニーズが多様化しており、早朝・夜間の緊急時や病児・病後児の預かり、ひとり親家庭の支援などの充実が必要です。また、子育て支援に関する窓口の一元化や情報提供・相談体制の充実が必要です。
- ・子どもや子育ての環境変化に伴い、子育ての不安感や負担感が増大しており、気軽に親子が集える場が必要です。
- ・放課後児童クラブにおいて、障がいの程度によって入会できない児童がいることや放課後子ども教室との連携が十分でないことから、対応を検討することが必要です。また、子どもたちが安心して遊べる場所の確保が必要です。
- ・ひとり親家庭が増加傾向にある中、母子家庭への経済的な自立支援が必要です。また、児童の虐待が問題となっており、相談件数も多く、相談内容も深刻化していることから、児童相談所等と連携したサポート体制の充実が必要です。また、東新学園については老朽化が進んでいます。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■延長保育実施箇所数	15 箇所 （平成 22 年度）	17 箇所
■休日保育実施箇所数	0 箇所 （平成 22 年度）	1 箇所
■地域子育て支援拠点事業開設数	3 箇所 （平成 22 年度）	7 箇所
■要保護児童対策地域協議会*（実務者会議）開催回数	0 回 （平成 21 年度）	12 回

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■ 延長保育利用登録者数	122 人 （平成 21 年度）	142 人
■ 休日保育利用者数（1 日当たり）	0 人 （平成 21 年度）	10 人
■ 地域子育て支援拠点事業延利用者数	10,500 人 （平成 21 年度）	23,000 人
■ 児童虐待発生件数	36 件 （平成 21 年度）	5 件

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
4-3-1 多様な保育ニーズへの対応	○	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり（保育所型）、延長保育、休日保育、夜間保育*の実施 ・若水乳児園・若宮保育園の改築
4-3-2 子育て支援の充実と連携		<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センターの運営 ・病児・病後児保育の実施
4-3-3 子どもと親の交流の場づくり		<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点（センター型・つどい型）の設置
4-3-4 子どもの居場所づくり		<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童の健全育成と障がい児対策 ・児童遊園地の整備
4-3-5 援助を必要とする児童・保護者への支援		<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭に対する経済的支援 ・児童虐待対策の推進と家庭・婦人相談員の設置 ・東新学園の改築

● 協働のまちづくりのための取組

行政	地域、事業者、関係機関と連携し、包括的な子育て支援に取り組みます。
市民	地域の子どもたちに対する関心と理解を深め、子どもたちを地域の宝として見守り支えるよう努めます。
事業者	行政と連携し、ワーク・ライフ・バランス*のとれた働き方ができる環境整備に努めます。



▲園児の輝く笑顔



▲つどいの広場

● 個別計画

・新居浜市次世代育成支援行動計画（後期計画）.....平成 21 年度策定

【関連施策】

- 4-1 健康づくりと医療体制の充実
- 4-3 児童福祉の充実
- 5-5 特別支援教育の充実

望ましい姿 障がいがあっても自立できる生活を送ることが可能な社会をつくります

取組方針

- ①「ノーマライゼーション*」理念の普及啓発のための啓発活動を行うとともに、障害者自立支援協議会*において障がい者施策に対する協議を行います。また、障がい者の社会参加を促進するための施策に取り組みます。
- ②重度障がい者に対する経済的負担軽減を図るとともに、障がい者団体に対する支援を行います。また、必要な障がいサービスが利用できるよう各種サービスの基盤整備を行うとともに障がい者への事業所情報の提供の充実を図ります。さらに、制度の狭間となっている難病患者等に対する支援を検討します。
- ③障がいサービスや保健センターの協力により障がい者の健康づくりを実施します。また、3障がいを総合的に相談できる体制や相談支援員のスキルアップを図ることで、障がい者への相談対応を充実させるとともに、障がいや発達課題のある子どもの生涯にわたる一貫した支援を行えるよう総合的な支援体制の整備を行います。さらに、施設や病院で生活している障がい者が地域で生活できるよう住居の確保に対する支援を検討します。
- ④計画的な施設整備を行うとともに、制度改正に伴う施設改修等に取り組みます。
- ⑤市における障がい者雇用の拡充を他の企業に示すことで、市内企業の障がい者雇用・就労促進を図るとともにハローワーク等との連携を強化し、障がい者への雇用機会の確保に努めます。

現況と課題

- ・障がい者福祉の基本理念である「ノーマライゼーション」を実現するためには、障がい者に対する社会の理解と社会参加の促進が図られる政策が重要です。
- ・障がい者は増加傾向にあり、さらに、重度化、重複化、高齢化がみられますが、障がい者が自立して暮らせる共生社会の実現のためには障がい福祉サービスの充実が必要です。
- ・社会情勢の変化による核家族化が進む中、地域で暮らす障がい者が抱える問題は多様化しており、そのニーズに対応する相談支援等の支援施策が必要です。また、ライフステージ*に応じた総合的、横断的な推進体制への要望や気運が高まっており、総合的な支援体制整備が望まれています。
- ・障がい者が利用するための老朽化施設の改修や制度改正に伴う施設機能の充実が必要です。
- ・障がい者に対する就労の機会が不十分であるためハローワークや福祉事業所等との連携を図りながら就労支援体制を充実していくことが必要です。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■障がい福祉サービス事業所数（市内の事業所数）	34 箇所 （平成 21 年度）	38 箇所
■相談支援センター設置数	4 箇所 （平成 21 年度）	6 箇所
■就労継続*、就労移行支援事業所*数	4 箇所 （平成 21 年度）	7 箇所

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■障がい福祉サービス利用者数	713 人 （平成 21 年度）	805 人
■相談支援延件数	7,118 件 （平成 21 年度）	8,700 件
■障がい者雇用率	1.6% （平成 21 年度）	1.8%

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
4-4-1 障がい者への理解と社会参加の促進		・福祉バスの運行 ・手話通訳の設置
4-4-2 障がい福祉サービスの充実		・心身障がい者への経済的支援 ・社会福祉団体の支援 ・障がい者の自立支援
4-4-3 地域生活の支援体制の充実		・相談支援事業の実施 ・タイムケア事業の実施
4-4-4 施設サービスの充実	○	・心身障害者福祉センター大規模改修
4-4-5 障がい者の就労支援		・地域活動支援センター*等への支援

● 協働のまちづくりのための取組

行政	障害者計画・障害福祉計画に沿ってサービス事業者や民間企業、NPO・地域住民団体等と連携し、ライフステージの全段階を通じた総合的かつ適切な支援施策体制を整備します。
市民	障がい者の自立を地域で支えるように、個性を理解しながら相互交流の輪を広げ、力を合わせて様々な活動や福祉活動に取り組みます。
事業者	事業者間の連携を強化し、障がい者のニーズに適切に対応できるように努めます。

● 個別計画

- ・新居浜市障害者計画.....平成 18 年度策定
- ・第 2 期新居浜市障害福祉計画.....平成 20 年度策定
- ・新居浜市地域福祉推進計画.....平成 22 年度策定

【関連施策】

- 1-4 安心な住宅の整備
- 3-8 雇用環境の整備・充実
- 4-2 地域福祉の充実
- 4-6 社会保障の充実
- 6-1 安全安心な生活空間の形成

望ましい姿 活力を持ち、支えあって暮らす長寿社会をつくります

取組方針

- ①地域包括支援センター*と介護支援専門員*との連携を強化するとともに、寝たきりや認知症高齢者を在宅で介護している家族に対する支援を行います。見守りの必要のあるひとり暮らし高齢者や徘徊行動のある認知症高齢者に対する支援と介護者に対する支援を行います。
- ②介護予防事業を充実させ、さらなる介護予防の意識啓発を行います。
- ③介護保険事業計画に基づく、高齢者が住み慣れた地域で生活することができるための施設整備を行います。介護職の有資格者及び資格取得希望者への支援とハローワーク等との連携を強化します。
- ④権利擁護や成年後見制度*利用支援における連携を強化します。さらなる認知症への理解を促進するとともに、徘徊行動のある認知症高齢者への支援を強化します。
- ⑤包括的な高齢者支援を充実させるために、地域包括ケアネットワークを構築します。さらなる高齢者活動をサポートするとともに、高齢者の社会参加促進と高齢者が共に高齢者を支える仕組みづくりを構築します。

現況と課題

- ・高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や要介護者など在宅支援の必要な高齢者が増えているため、介護する家族やひとり暮らし高齢者に対する支援策を講じる必要があります。
- ・特定高齢者*等の介護予防事業への参加が低調であるため、高齢者自身の介護予防意識の向上が必要です。
- ・介護保険施設や高齢者専用住宅が不足している上に、介護現場での職員確保が難しく、安心してサービスを受けることが難しくなっているため、施設の基盤整備と介護職員の人材確保が急務となっています。
- ・認知症高齢者が増加し、施設・在宅共に支援が必要となっており、認知症高齢者を見守り支援する地域ケア体制、ネットワークの整備が必要です。
- ・高齢者は住み慣れた地域で元気に自立した生活をするを望んでいるため、在宅で安心して生活できるための支援と高齢者の能力が地域の中で役割を担うことができる社会づくりが求められています。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■見守りひとり暮らし高齢者数	3,784 人 (平成 21 年度)	4,500 人
■介護予防教室等開催数	91 回 (平成 21 年度)	120 回
■認知症サポーター*数	722 人 (平成 21 年度)	900 人

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■ 要支援・要介護認定者数のうち、在宅生活者数	5,919 人 （平成 21 年度）	6,500 人
■ 高齢者全体に占める自立者・軽度者（要支援者）の割合	83.6% （平成 21 年度）	87.0%
■ 施設・居住系サービスのベッド数	935 台 （平成 21 年度）	1,500 台
■ 成年後見制度等相談件数	14 件 （平成 21 年度）	50 件

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
4-5-1 住み慣れた地域での生活支援	○	・ 地域包括支援センターの設置 ・ 介護する家族やひとり暮らし高齢者に対する支援
4-5-2 介護予防の充実		・ 介護予防の推進 ・ 新予防給付マネジメントの実施
4-5-3 適切で効果的な介護サービスの充実		・ 介護保険施設の基盤整備 ・ 介護職員の人材確保
4-5-4 高齢者の尊厳が保持される社会づくり		・ 総合相談と権利擁護の実施 ・ 成年後見制度の利用支援
4-5-5 共に生き支えあう地域ネットワークの充実		・ 高齢者の社会参加促進と高齢者が共に高齢者を支える仕組みづくり

● 協働のまちづくりのための取組

行政	高齢者が住み慣れた地域で生活できる環境整備に努めます。
市民	高齢化社会が進展することを認識し、地域全体で高齢者を支える社会づくりに積極的に取り組みます。
事業者	共に支えあう地域ネットワークづくりに積極的に取り組みます。



▲ グランドゴルフ大会



▲ 笑いの介護予防教室

● 個別計画

- ・ 新居浜市高齢者福祉計画 2009.....平成 20 年度策定
- ・ 新居浜市地域福祉推進計画.....平成 22 年度策定

望ましい姿 安心して暮らせる持続可能な仕組みをつくります

取組方針

- ①生活困窮者に対し、経済的援助や自立支援を行い、生活保護の適正な実施を図ります。また、要保護者の生活の安定と環境改善を目指し、関係機関との連携や相談指導體制を整備し、他法他施策の活用や生活福祉資金の貸付など制度の周知を図ります。
- ②認定調査員、介護認定審査会等の資質の向上と介護相談員^{*}等の活用を図ります。介護給付適正化の推進と福祉サービス第三者評価事業^{*}の実施と公表、給付と負担のバランスのとれた介護保険事業計画の策定を図ります。
- ③国保財政の健全化を図るため、歳入面では医療給付費に見合う適正な保険料賦課と適切な財源確保に努めるとともに、滞納処分体制を強化し、保険料徴収率の向上に努めます。歳出面では、特定健康診査^{*}・特定保健指導^{*}を積極的に実施し、生活習慣病の早期発見・予防などに努め、医療費の適正化を図ります。
- ④広報活動による国民年金制度の周知や年金相談を積極的に行い、未加入者の自発的な加入促進と保険料の納付を推進します。

現況と課題

- ・社会経済状況の悪化により生活困窮者が増加しています。生活困窮者に対し、経済的援助や自立支援の促進を図る必要があり、また、要保護者の生活の安定のため、他法他施策の活用や生活福祉資金の貸付など制度の有効活用を図る必要があります。
- ・要支援・要介護認定者数の増加により、介護保険給付費が増加している中で、介護認定の適正化と介護サービスの質的向上を図るとともに、介護保険制度を持続可能なものとし、地域における介護サービス基盤を整備する必要があります。
- ・高齢化の進行や医療の高度化などにより、国保の医療費が増加している反面、長引く経済不況などにより、所得水準や徴収率が低下し、国保の保険料収入が減少しており、国保財政の健全化を図る必要があります。
- ・国民年金については、制度に対する不安感等により、被保険者数の減少や保険料の未納などの問題が生じています。このことから日本年金機構^{*}と連携し、年金制度への理解を深める必要があります。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■介護相談員数	20 人 （平成 21 年度）	30 人
■ミ二健康まつり [*] 開催回数	1 回 （平成 21 年度）	25 回
■特定健康診査集団健診開催数	24 回 （平成 21 年度）	55 回

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■介護サービス利用者数	4,986 人 （平成 21 年度）	5,500 人
■特定健康診査受診者数	5,902 人 （平成 21 年度）	8,000 人
■メタボリックシンドローム※該当者・予備群の割合	26.8% （平成 20 年度）	11.8%
■国民健康保険料の徴収率	85.1% （平成 21 年度）	85.1%

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

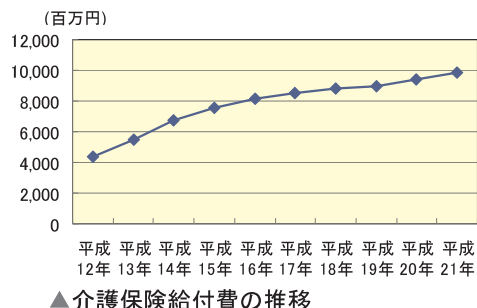
基本計画	重点	主な取組内容
4-6-1 生活の安定と自立に向けた支援		・生活保護の適正な実施
4-6-2 介護保険制度の円滑な運営	○	・新居浜市高齢者福祉計画の策定
4-6-3 国民健康保険事業の健全な運営	○	・国民健康保険料の賦課徴収 ・特定健康診査等医療費適正化の推進
4-6-4 国民年金制度の周知		・広報活動の実施

● 協働のまちづくりのための取組

行政	社会保険制度を持続可能な制度とするため、適正な事業計画を策定し推進します。
市民	社会保険制度の必要性を認識し、適正なサービスの利用と負担に応じます。
事業者	適正で質の高い社会保険サービスの実施に努めます。



▲ミニ健康まつり



● 個別計画

- ・新居浜市高齢者福祉計画 2009.....平成 20 年度策定
- ・高医療・安定化計画.....平成 21 年度策定
- ・新居浜市特定健康診査等実施計画.....平成 19 年度策定



▲児童デイサービス（はげみ園）